

## 同志社女子大学利益相反マネジメントポリシー

2007年1月27日 制定

2008年2月23日 改正

2016年2月10日 改正

### I 目的

利益相反マネジメントポリシーは、同志社女子大学（以下「本学」という。）の産官学連携活動の推進にあたり、不可避免的に生ずる利益相反の問題について、本学、教職員等が、公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢とルールを、内外に明示することを目的として制定する。

本学はこれまでキリスト教主義、国際主義及びリベラル・アーツを三つの柱とした基本理念に沿って、「教育」と「研究」を実践することにより、社会の将来を担う優れた人材の養成と学術研究の発展を通じ、我が国のみならず、世界全体の社会、経済、文化等の充実発展に大きく貢献してきた。このような教育・研究活動を通じた社会貢献に加え、新たな「知」の時代を迎える今日、本学には、自らの研究成果を社会との日常的連携を通じて活用することにより、主体的かつ積極的に貢献することが社会から求められている。特に、新技術及び新産業の創出による我が国経済の活性化が重要な課題となっている現在、産官学連携活動を通じた大学の研究成果の社会還元と、その結果としての雇用拡大への期待は、これまでになく高まっている。他方、学生教育においても社会との連携を通じた新たな形態が導入されつつある。教員が学外機関と連携することにより、学生の社会に対する理解を深めることはもとより、学生が大学で得た理論を社会で実践し、応用力を高める機会が得られることから産官学連携は実務教育の実践現場と捉えることもできる。

しかしながら、産官学連携活動を進める上で、教職員等が特定の企業等から正当な経済的利益を得ることや、特定の企業等に対し一定の範囲で責務を負うことも想定される。かかる教職員等の産官学連携活動に伴い、「利益相反 (conflict of interest)」の生じる可能性が不可避免的に存在し、本学として常に注意を払う必要がある。適切な対応を行うために必要となる利益相反に対する本学の基本的な考え方と、利益相反が生じたと判断される場合の基本的な対応指針を以下にまとめる。

### II 定義

本ポリシーにおいては、用語を次のように定義する。

- 1 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。
- 2 「狭義の利益相反」とは、教職員等又は本学が産官学連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいう。
- 3 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産官学連携活動に伴って得る利益と、本学における教育と研究等の責任が相反する状況をいう。

- 4 「本学（組織）としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学が産官学連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。
- 5 「責務相反」とは、教職員等が兼業活動等により企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。

### Ⅲ 利益相反マネジメントの基本的方針

- 1 本学は、産官学連携による社会貢献を教育・研究に続く第三の使命として位置づけ、産官学連携活動を積極的に推進する。
- 2 本学は、産官学連携活動を推進するにあたり、社会から疑念を抱かれないように、公明性、公平性及び中立性を保持した手続きを定める。
- 3 本学は、教職員等が安心して産官学連携活動に取り組めるように利益相反マネジメントに関する適切な学内ルール及びシステムを整備する。
- 4 本学は、産官学連携活動によって生じる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員等が安心して産官学連携活動を推進できるように支援する。

### Ⅳ 利益相反マネジメントの対象者、対象事象及び問題解決のための基準

#### 1 対象者

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学の特別任用教授、客員教授（専任扱い）、特別契約教員、任期付教員、特別任用助教及び特別任用助手
- (3) 産官学連携活動に関わる本学の契約職員及びアルバイト職員を含む全ての職員

#### 2 対象事象

- (1) 1に定める対象者が自らの知的財産権を本学以外の第三者に譲渡又は使用許諾する場合
- (2) 1に定める対象者が共同研究や受託研究又は奨学寄付金による研究に携わる場合
- (3) 1に定める対象者が設備又は物品の供与を受ける場合
- (4) 1に定める対象者が設備又は物品を購入する場合
- (5) 1に定める対象者が外部からその他の便益を供与される場合
- (6) 産官学連携活動に学生が参加する場合

#### 3 問題解決のための基準

産官学連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 本学の職務及び利益に対して、教職員等個人の利益を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。（狭義の利益相反）
- (2) 個人的な利益の有無に関わらず、本学以外の活動への時間配分を優先させていると第三者から判断されることがないようにする。（責務相反）

(3) 教職員等が本学以外の活動を優先させることによって、教育面での支障が生じていると第三者から判断されることがないようにする。(責務相反)

## V 利益相反マネジメントの体制

### 1 利益相反委員会の設置

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として同志社女子大学利益相反委員会を設置する。

委員会に関する規程は、別に定める。

### 2 利益相反カウンセラーの任用

学術情報部学術研究支援課に利益相反カウンセラーを置く。カウンセラーの任務の詳細については、別に定める。

## VI 利益相反マネジメントの手続き

1 IV 1 に定める利益相反マネジメントの対象者は、産官学連携活動によって生じる利益相反に関する情報を学術情報部学術研究支援課に報告しなければならない。

2 教職員等から提出された情報は、「個人情報の保護に関する規程」に基づき判断し、記録及び保存する。

3 利益相反マネジメントに関する手続きについては、別に定める。

## VII 事務

本ポリシーに関する事務は、学術情報部学術研究支援課が取り扱う。

本ポリシーの改廃は、利益相反委員会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

## 附 則

本ポリシーは、2016年4月1日から施行する。